

# 大分大学福祉健康科学部福輪会規約

平成29年12月11日制定

## (名称)

第1条 本会は大分大学福祉健康科学部福輪会と称し、本部を福祉健康科学部に置く。

## (目的)

第2条 本会は学園の自治を確立し、学生間の交流と大学生活の充実向上を図ることを目的とする。

## (会員)

第3条 本会は福祉健康科学部学生をもってこれを組織する。

## (事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の各号における事業を行う。

- (1) 学生相互の親睦を図るための行事
- (2) 大学生活の充実向上を図るための意見、要望、話し合い等
- (3) 関係諸団体との連絡連携
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## (役員等)

第5条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 財務長 1人
- (4) 財務副長 1人
- (5) 執行委員 7人
- (6) 監査人 2人

## (役員等の職務)

第6条

- (1) 会長は本会の会務を所掌する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故が生じたときはこれを代行する。
- (3) 財務長及び財務副長は本会の経理を所掌する。
- (4) 執行委員は会務の運営について建議するとともに各コースの会員との連携に当たる。

## (機関)

第7条 本会に次の会議を置く。

- (1) 役員会
- (2) 執行委員会
- (3) 学生大会

(役員会)

第8条 役員会は会長、副会長及び財務長をもって組織し、本会の運営にあたる。

(執行委員会)

第9条 執行委員会は役員、財務副長、執行委員及び監査人をもって組織し、毎年1月に1回開き、必要に応じて臨時に開催する。

2 執行委員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) その他重要事項の決定

3 執行委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことできない。

4 執行委員会の議決は出席会員の半数をもって決する。

(学生大会)

第10条 学生大会は全会員をもって構成し、年1回定期大会を開催する。

2 学生大会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開くことできない。

3 学生大会の議決は出席会員の半数をもって決する。

(役員等の任期)

第11条 第6条に規定する役員等の任期は、1月1日から12月31日までとする。ただし、再任は2回までとする。

(役員等の選出)

第12条 役員を選出は、次の方法により毎年11月下旬に行う。

- (1) 役員を選出に際しては、その年の役員会が選出事務を行う。
  - (2) 会長は、前役員が推薦し、学生大会で信任を得る。
  - (3) 副会長及び財務長は、各コースから1名ずつ選出し、新会長が任命する。
- 2 財務副長及び執行委員は、各コースからの推薦に基づき、新会長が任命する。
- 3 監査人は、本学学生より新会長が委嘱する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費等収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は4か年3,000円とし、原則として入学時に一括して納入する。

(監査)

第13条 監査人は、会計監査を行い、学生大会で報告する。

(その他)

第14条 この規約の実施に関し必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規約は、平成30年 1月 1日から施行する。